

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 495 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 495 回企業会計基準委員会（2023 年 2 月 7 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱い及び償却原価の償却方法、及びステップ 3 における金融保証契約の発行者側の取扱い（金融保証契約の定義及び測定取扱い）について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

**（ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱い及び償却原価の償却方法に関する意見）**

### 事務局資料第 21 項に関する意見

2. 特定の役務に対することが明確である手数料について、当該手数料に対応する役務を個別の履行義務として識別し、履行義務の充足時に収益として認識することは理に適っており、事務局提案に賛成する。
3. 事務局資料の第 21 項に記載された判定及び取扱いとすることは、融資事務など従来は無料としてきた金融サービスも含め、提供した役務と対価を明確にして、役務を提供した時点で手数料を収受する方向での近年の金融機関の取組みにも沿うものであり、実務の面からも有効と考える。なお、条件(3)については、どの程度の疎明が要求されることになるのかに留意し、他の条件も含め、要件や文言について検討すべきである。
4. IFRS を任意適用している事業会社においても、金融機関から資金を借り入れる際に、アップフロントで支払った手数料を実効金利に含めたうえで、金利水準が妥当かを検証しているケースもあり、手数料が金利の一部の構成要素になっているケースは多いと考えられるが、事務局提案のように、役務提供の対価であることが明確に分かるものについては収益認識することに問題はないと考える。
5. 事務局資料の第 21 項に関して、手数料について一定の条件のもとで実効金利に含めず区分して収益認識する方向性について、理屈は理解できる。なお、条件(1)は、契約書で特

定の役務提供の対価であるかが示されているかをもって判断するのであれば、実務上も運用可能と考える。

6. 事務局資料の第 21 項(1)から(3)までの条件について、条件(1)と条件(2)が同時に充足した場合には、条件(3)が充足することは自明とも考えられるため、条件(3)を設けた趣旨を確認したい。
7. 事務局資料の第 21 項の条件(2)及び条件(3)については、これを充足するか否かで収益の計上時点が大きく変わる要件であり、実務上での適用が難しい可能性もあるため、どのような場合に条件を充足するかを、事例にあてはめて検討する必要がある。また、実務でこれらを客観的に判断する仕組みを設けるには、それなりに負荷が掛かる可能性があるため、実務上の実行可能性の観点からベネフィットがコストを上回っているかについて、もう少し検討してもよいのではないか。
8. 手数料を実効金利に含めることによる実務対応のコストが分からないところであるが、実効金利法と償却原価は密接に結びついていることを踏まえると、条件(2)や条件(3)が説明できない手数料まで実効金利に含めないことにする必要があるかについては利用者として疑問に思う。

#### **事務局資料第 22 項に関する意見**

9. 事務局資料の第 22 項に関して、手数料について同種の契約とグルーピングして予想存続期間にわたり認識する方向性は、理屈がやや弱いと考えられるものの、方向性としてはあり得ると考える。

#### **事務局資料第 21 項及び第 22 項（又はいずれか一方）の検討の方向性に関する意見**

10. 今回の減損プロジェクトは IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の減損の国内基準への導入を議論しており、収益認識を直接の対象としている訳ではないため、現時点ではどちらかの提案に絞って検討を進めるのではなく、運用可能性と収益認識の妥当性の観点から条件(2)と条件(3)の要件を引き続き検討することが望ましいと考える。

#### **引当における貨幣の時間価値の考慮、IFRS 第 9 号における償却原価の採用及び利率（実効金利の算定等）に関する意見**

11. 事務局提案を取り入れることにより、償却原価の実効金利計算の負荷はそれなりに軽減されると考えられるため、ステップ 2 を採用する金融機関については、引当における貨幣の時間価値の考慮、IFRS 第 9 号における償却原価の採用及び利率（実効金利の算定等）

について原則として IFRS 第 9 号の定めを取り入れるとする方向で今後の検討を進めることに賛成する。

#### 償却原価の償却方法（定額法の考え方）

12. ステップ 2 の目的を踏まえると、定額法をオプションとして採用することに関して国際的に説明していくことが難しいという事務局の見解は理解できる。
13. 定額法は簡便法であり、理屈で整理することは難しいと考える。実務において、実効金利法を適用した場合とどの程度差が生じるかについて考慮した場合、今回の手数料に関する事務局の提案を組み合わせることにより、償却原価の計算において約定金利を使用するケースが増え、貸付金については実務対応が可能とも考えられるため、定額法を明示しないと事務局提案に賛成する。
14. 定額法を認めることについて、国際的に説明可能な理屈を整理することは難しいと考える。ただし、金利の状況や期間、残高などを考慮した重要性によっては、実務上は定額法が適用し得る状況も考えられるため、それらの実務を縛ることがないように慎重に検討する必要がある。
15. 税制上認められている定額法が一般的に使用されている中では二重管理が必要になることで大きなコストが生じ得ることから、定額法を認めないこととするについては慎重に議論する必要がある。
16. 利用者の観点からは、償却原価の考え方に照らした場合、定額法を理屈で説明するのは難しいと考えられる。ステップ 3 以降は別途検討するとして、ステップ 2 を採用する金融機関の貸付金については、定額法を採用することを国際的に説明するコストと実効金利法を適用するコストに鑑みれば、実効金利を用いる方が良いのではないかと考える。
17. 今回の定額法を認めるかどうかという議論は、ステップ 2 の貸付金を対象としており、ステップ 3 の有価証券や、ステップ 4 や 5 では別途検討するとの理解でよいか確認したい。なお、検討にあたっては、今回の減損プロジェクト全体の着地点をある程度見据えて行うことが議論の効率化という観点からも有用と考える。

#### **（ステップ 3 における金融保証契約の発行者側の取扱い（金融保証契約の定義及び測定 of 取扱い）に関する意見）**

18. 事務局提案に賛成する。会計方針の選択として金融保証契約と予想信用損失を別個に会計処理することができることとするという提案は、実務上も有用と考える。

19. 利用者の観点からは、金融保証契約の取扱いについて、IFRS と異なる取扱いを設ける必要はないと考える。なお、会計方針の選択で別個の取扱いを認める場合には開示を行うことが前提になると考える。
20. 事務局提案は実務に照らして合理的であり賛成する。なお、会計方針の選択とする場合には、開示の検討が必要になると考える。
21. IFRS 第9号の金融保証契約の定義を取り入れる際には、IFRS の用語を日本基準の用語に合わせるよう見直すことが必要と考える。

以 上